

○議長（茅沼隆文）

再開します。

午後 1時30分

○議長（茅沼隆文）

これより日程第8 議案第21号 平成28年度開成町一般会計予算の説明に入りますが、日程第8 議案第21号 平成28年度開成町一般会計予算から日程第14 議案第27号 平成28年度開成町水道事業会計予算までを開成町議会会議規則第36条に基づいて一括議題といたします。

それでは、細部説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案第21号 平成28年度開成町一般会計予算。

平成28年度開成町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億3,565万5,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。1款町税から4ページ、20款町債まで、5ページ歳出に移りまして、1款議会費から6ページ、13款予備費まで、歳入歳出ともに総額50億3,565万5,000円の予算額となっております。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項、開成町土地開発公社に係る債務保証、期間、平成28年度、限度額5億円の例年どおりの設定でございます。「開成町福祉会館指定管理料」、期間、平成29年度から平成32年度まで、限度額7,059万8,000円、新たな指定管理者の決定に伴う指定管理料限度額設定になります。町村共同システム用端末等第5次増設賃借料、期間、平成29年度から平成33年度まで、限度額220万円、同システム用の機器の追加リースに伴うものです。

8ページに移ります。

第3表、地方債です。起債の目的、臨時財政対策債、限度額2億6,000万円、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続いて、一般会計予算に関する説明を順次させていただきます。別冊の歳入歳出事業別説明書と予算書を併用しまして説明をさせていただきます。なお、説明に当たりまして、些末なところは適宜省略しながら説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、歳入になります。予算書は12、13ページを、説明書は2、3ページをお開きください。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、歳入でございます。町税、町民税の個人、現年分でございます。均等割、これにつきましては、その年の1月1日現在で住民登録または居住している者の前年中の給与などの所得に応じて課税される個人町民税の均等割分としてでございます。税率は年額3,000円でございます。なお、平成26年度から平成35年度までは、復興増税分として年税額に500円が上乗せされ3,500円となっております。課税対象者8,307人に徴収率98.9%を乗じまして積算いたしてでございます。復興増税分も含めて、対前年度比62万6,000円の増を見込んでございます。

続きまして、所得割でございます。同じく、その年の1月1日現在で住民登録または居住している者の前年中の給与などの所得に対して課税される個人町民税の所得割分でございます。税率は、課税標準額の100分の6でございます。景気の状態を踏まえて税額を算出し徴収率98.9%を乗じて積算、対前年度比369万6,000円の増を見込んでございます。

続きまして、分離譲渡になります。これにつきましては、前年に土地、建物あるいは株式などの資産の譲渡により生じた所得に対して課税される個人町民税でございます。他の所得とは分離されて課税されているところでございます。税率は、長期譲渡は課税標準額の3%、短期譲渡につきましては5.4%、上場株式等の譲渡については1.8%となっております。近年の実績等から推計し、対前年度比500万円の増を見込んでございます。

次に、滞納繰越分でございますが、これにつきましては個人町民税の滞納繰越分でございます。

続きまして、町民税の法人の分になります。現年度分の均等割でございますが、こちらにつきましては町内に事務所や事業所がある311法人の従業員数、資本金等により課する均等割額で、次の9区分で構成されてございます。税率等は、こちらに記

載のとおりとなっております。対前年度比17万円の減を見込んでございます。

続きまして、法人税割でございます。これにつきましては、町内に事務所や事業所がある法人の法人税額に基づき課税される法人町民税でございます。法人税割の税率は、資本金等の金額により次の区分となっております。資本金が10億円から順次5億円未満のものまで、12.1%から9.7%までの税率となっております。近年の状況等を踏まえて、対前年度比500万円の増を見込んでございます。

滞納繰越分につきましては、法人町民税の滞納繰越分となっております。

続きまして、固定資産税でございます。現年分の土地につきましては、1月1日の現況により課税標準額を算定し、標準税率の1.4%を乗じて税額を算出してございます。1万6,381筆、422万4,000平米のものでございまして、小規模住宅用地、これは対象が住宅用地の200平米分となっております。税率的には6分の1課税となっております。5,957筆、88万4,000平米分となっております。その他の住宅用地につきましては3分の1課税ということになってございまして、2,969筆、44万2,000平方メートルでございます。地価は下落または据え置きとなり、全体として約1.1%の町全体の下落率となっております。区画整理が完成し、みなみ地区に新築家屋が増加したことによる住宅用地軽減を考慮し、対前年度比1,326万1,000円の減額を見込んでございます。前年度比2.0%の減となっております。

続きまして、家屋でございます。1月1日現在に存在する家屋の課税標準額に標準税率の1.4%を乗じて計算してございます。6,199棟分でございます。新築後、専用住宅については3年もしくは5年間、2分の1の軽減措置が適用される制度がございます。3年輕減のものにつきましては292棟、5年輕減のものにつきましては325棟・室、これはマンションの1室を1棟分として見ている関係で、このような表現とさせていただきます。新增築は140棟で、うち、みなみ地区が73棟分でございます。また、軽減終了後や滅失家屋なども考慮し、対前年度比1,972万6,000円の増額を見込んでございます。比率といたしましては、対前年度比3.6%の増となっております。

続きまして、償却資産でございます。工場、事業所等が1月1日現在で所有する有形固定資産の課税標準額に標準税率の1.4%を乗じて税額としてございます。389事業所等となっております。対前年度比566万7,000円の減額を見込んでございます。対前年度比といたしましては、3.6%の減を見込んでございます。

次に、配分でございます。これは、償却資産の一種でございます。地方税法第389条の規定により、二以上の市町村に係る固定資産税は都道府県知事が、また二以上の都道府県に係るときは総務大臣が価格等を決定し配分するものでございます。県知事配分が2社、大臣配分が6社の内容となっております。金額的にはご覧のような形となっております。対前年度比145万4,000円の増額を見込んでございます。比率といたしましては、対前年度比2.4%の増となっております。

滞納繰越分につきましては、固定資産税の滞納繰越分を計上してございます。

1 ページ、おめくりください。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。こちらにつきましては、現年度分のみとなっております。国有資産等所在市町村交付金法第2条に規定する資産に対し、前年の3月31日を基準として、その資産が所在する市町村に交付されるものでございます。前年度比9.8%の減を見込んでございます。内容といたしましては、神奈川県企業の企業庁及び関東財務局の資産に対しての交付金となっております。

続きまして、軽自動車税の現年分になってまいります。原動機付自転車につきましては、町税条例第28条に規定する当該年度の4月1日現在で登録されている原動機付自転車に係る軽自動車税でございます。二輪のものとして排気量が50ccから125cc以下まで三つの区分けとなっております。また、三輪以上のもので総排気量が20ccを超えるもの、または定格出力が0.25キロワットを超えるものにつきまして、課税となっております。対前年度比3万円の減を見込んでございます。

なお、税率改正に伴いまして前年度予算から改正後の税率で予算措置してございますが、改正後の税率適用は1年間据え置きとなったため、実際の課税の適用は平成28年度からとなっております。

続きまして、軽自動車についてでございます。町税条例第28条に規定する当該年度の4月1日現在で登録されている軽自動車に係る軽自動車税でございます。三輪及び四輪以上のうち、最初の新規検査の年月、「自動車検査証の初年度検査年月」に応じて税率区分が異なり、最初の新規検査から13年を経過した車両については重課課税の適用となっております。また、グリーン化特例制度の導入に伴いまして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた環境性能基準に該当する車両については、平成28年度に限り税率軽減措置の適用となっております。軽二輪車につきましては、こちらに記載のとおり、96万1,000円の見込みでございます。

三輪及び四輪以上につきましては、一応、4種類に分けての記載となっております。まず、一つ目といたしまして旧税率適用車、初度検査年月が平成27年3月31日以前の車両でございます。これにつきましては、重課税率適用車を除いてございます。ご覧のと通りの税額を計上してございます。続きまして、二つ目といたしまして新税率適用車、こちらにつきましては初度検査年月、平成27年4月1日以後の車でございまして、グリーン化特例適用車を除いたものとなっております。軽四輪貨物で営業用のものが1台の計上でございます。続きまして、重課税率適用車、初度検査年月から13年を経過したものでございます。こちらにつきましては、軽四輪の自家用、軽四輪貨物の営業、軽四輪貨物の自家用という3区分の中で、ご覧のと通りの税額の計上でございます。4番目といたしまして、グリーン化特例適用車でございます。軽四輪乗用車としては自家用25%税率軽減車が185台分、また軽四輪貨物車、自家用50%税率軽減車が33台の見込みでございます。対前年度比289万6,000円の増を見込んでございます。

なお、税率改正に伴い、グリーン化特例を除く部分については前年度予算から改正

後の税率で予算措置してございますが、改正後の税率適用は1年間据え置きとなったため、実際の適用は平成28年度からとなっております。

続きまして、小型特殊自動車、これについては、町税条例第28条に規定いたします当該年度の4月1日現在で登録されている小型特殊自動車に係る軽自動車税でございます。農耕作業用車及びその他の小型特殊自動車、これはフォークリフト等が含まれてございますが、こちらの軽自動車税となっております。対前年度比2万3,000円の増を見込んでございます。

なお、こちらにつきましても、税率改正に伴い前年度予算から改正後の税率で予算措置してございましたが、改正後の税率適用は1年間据え置きとなったため、実際の適用は平成28年度からとなっております。

小型二輪車でございます。こちらにつきましても、町税条例の28条に規定いたします当該年度の4月1日現在で登録されている小型二輪車に係る軽自動車税でございます。総排気量が250ccを超えるものが対象となっております。対前年度比4万8,000円の減を見込んでございます。

こちらにつきましても、税率改正に伴い前年度予算から改正後の税率で予算措置してございましたが、改正後の税率適用は1年間据え置きとなったため、実際の適用は平成28年度からとなっております。

滞納繰越分につきましては、軽減車税の滞納繰越分でございます。

次のページをお開きください。

町たばこ税でございます。こちらにつきましても、現年分のみの計上となっております。たばこ税につきましては、町内で消費されるたばこに課される町たばこ税でございます。税額といたしましては、旧3級品以外の紙巻たばこ、旧3級品の紙巻たばこで、こちらは2種類の税率で課税がなされてございます。近年の決算額等から推計をいたしまして、対前年度比689万7,000円の増を見込んでございます。

なお、旧3級品につきましては、平成28年4月1日より税率改正となっております。こちらは、1本当たり2,495円から2,925円への税率改正となっております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、2款地方譲与税、一つ目、地方揮発油譲与税でございます。こちらは、国税として徴収をされます地方揮発油税の金額の100分の42を市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものでございます。

次に、自動車重量譲与税でございます。こちら、国税として徴収をされます自動車重量税の3分の1が市町村の道路延長、面積に応じて交付をされていたのですが、平成22年度からは暫定税率の2分の1を軽減する措置がとられたため、地方に負担がかからないよう自動車重量税の1,000分の407が交付されることとなっております。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、利子割交付金でございます。こちらにつきましては、預金利子に課税

される県民税の一部が県民税の割合に応じて町に交付される交付金でございます。15%が国税、こちらにつきましては所得税でございますが、5%が県民税、県収納額から1%を控除した残額の5分の3を県民税の額に按分され県から町へ交付されるもので、近年の決算等の状況から推計し前年と同額を見込んでございます。

続きまして、配当割交付金でございます。こちらにつきましては、上場株式などの配当に係る税金の一部を財源として、県が一定の基準により町へ交付する交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額に按分して町へ交付されるもので、最近の決算等の状況から推計し、前年度比300万円の増を見込んでいるものでございます。

続きまして、株式等譲渡所得割交付金でございます。株式などの譲渡により生じた所得に係る税金の一部を財源として、県が一定の基準により町へ配分する交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額に按分して町へ交付されるものでございます。こちらにつきましても、近年の決算等の状況から推計し、前年度比650万円の増額を見込んでございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、6款地方消費税交付金です。県収納額の2分の1を国勢調査人口、事業所・企業統計調査従業員人口に応じて市町村に4期に分けて交付されるものでございます。平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税分の税率は1.7%となっております。

続きまして、7款自動車取得税交付金です。県収納額の66.5%が市町村の道路延長、面積に応じて交付をされてございます。平成26年4月から、税率が現行の5%から一般自動車3%、軽自動車2%に改定されてございます。

8款地方特例交付金、こちらは減収補填の住宅ローン減税分の特例交付金になります。これは、所得税から住民税への税源移譲によりまして、所得税から控除し切れない住宅ローン控除分を住民税から控除することとなっております。それにつきまして町民税が減額しますので、相当分を交付金として交付されるというものでございます。

9款地方交付税、一つ目が特別交付税です。地方交付税のうち6%分が、普通交付税で算定し切れない特別な財政需要や過大な財政収入積算などに対応して交付されるものでございます。

二つ目、普通交付税です。引き続き普通交付税交付団体となる見込みでございまして、前年決算見込み及び人口増に伴う基準財政需要額の増による影響を見込んでございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

交通安全対策特別交付金です。交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、道路交通安全施設整備の経費に充てるため財源として交付されるものでございます。交付実績から、前年より20万円の増を見込んでございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、児童福祉費負担金、1、放課後児童利用保護者負担金につきましては、放課後児童クラブ、学童保育の利用者の保護者の負担金でございます。月平均130名の利用を見込んでございます。

次の行が同様に、放課後児童クラブの保護者負担金の滞納繰越分の窓口設定でございます。

次が、3番でございます。子ども・子育て支援給付費保護者負担金現年度分でございます。こちらは、民間保育所の入所に係る保護者の負担金でございます。延べ入所児童といたしまして、4,128名ということで利用を見込んでございます。

その下、4番目が同様に、保育所保育料の滞納繰越分の窓口設定でございます。

○環境防災課長（秋谷 勉）

続きまして、目、衛生費負担金、節、保健衛生費負担金でございます。生ごみ処理機設置費負担金でございます。平成24年度より行っております生ごみ処理機設置推進事業でございますが、一般家庭に処理機の設置を行い設置者に初期費用の一部を負担していただくものでございます。負担額は、ベランダdeキエーロ及びバクテリアdeキエーロが3,000円、オシャレdeキエーロ、5,000円でございます。合計30台を予定しておりまして、前年度より2万円多く見込んでございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、教育費負担金、幼稚園費負担金、のびのび子育てルーム事業利用保護者負担金でございます。こちらについては、開成幼稚園で実施しておりますのびのび子育てルーム事業の利用保護者負担金でございます。利用人数については、80名という見込みでございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、12款使用料及び手数料になります。三つ飛ばしまして4番目です、自動販売機設置料。こちらは、開成町行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づきまして、自動販売機設置に伴う料金を徴収してございます。場所としましては、役場庁舎と町民センターに設置してございます8台分を見込んでございます。

○産業振興課長（井上 新）

1枚おめくりいただきまして、8ページ、9ページ、予算書は21ページになります。

目が飛びまして、商工使用料、瀬戸屋敷使用料。内容ですけれども、瀬戸屋敷、主屋、土蔵ほかの施設の使用料となっております。主屋が113時間分、土蔵が66時間、ひなまつりとして16日分、あじさいまつりが9日分でございます。

2の瀬戸屋敷駐車場使用料、こちらは、あじさいまつり期間中の瀬戸屋敷駐車場の使用料でございます。1回510円の595台分を見ております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、4目土木使用料、住宅使用料になります。町営住宅使用料現年度分、町営住宅使用料としまして、四ツ角団地4戸分、円通寺団地16戸分、河原町団地24戸分の計44個分の徴収見込み額でございます。

続く二つ目は、同滞納繰越分となっております。

○街づくり推進課長（山口一夫）

続きまして、土木管理使用料、道路及び水路占用料。こちらにつきましては、開成町道路占用料徴収条例、開成町水路及び認定外道路に関する条例に基づきます道路及び水路等の占用料の徴収でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、大分、六つほど飛ぶのですが、教育使用料、幼稚園使用料、1、幼稚園保育料現年度分でございます。こちらについては開成幼稚園の保育料でございます、月額5,500円という形になってございますが、多子軽減等を含む減免分を含み189名分を見込んでございます。

その下、2番が開成幼稚園の保育料の同様に滞納繰越分ということで、窓口設定でございます。

その下、3番が預かり保育料でございますが、開成幼稚園で行っております預かり保育の保育料でございます。1回500円ということで、1回当たり平均7名という見込みの中で算出をしております。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

続きまして、保健体育使用料、夜間照明使用料でございます。文命中学校及び開成南小学校グラウンド等の夜間照明使用料となります。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、三つほど飛びます。項が手数料に移っております。総務手数料の徴税手数料でございます。諸証明手数料といたしましては、町手数料徴収条例の規定により発行する徴税等諸証明に係る手数料でございます。諸証明手数料3,000件、専用住宅証明80件を見込み、前年同額としているところでございます。

続きまして、督促手数料でございます。各種税の納期内納付がなかった方に対して発行する督促状の手数料となっております。2,000件を見込み、前年同額としてございます。

続きまして、戸籍住民手数料でございます。こちらの中の戸籍手数料でございますが、戸籍、除籍、改製原簿・抄本等発行手数料でございます。3,160件を見込んでございます。前年度比4,000円の減を見込んでございます。

続きまして、住民基本台帳手数料でございます。こちらについては、住民票等発行手数料8,000件、通知カード及び個人番号カード、マイナンバーカードと申してございますが、再発行手数料でございます。前年度比7万5,000円の増を見込んでございます。

続きまして、印鑑証明手数料。印鑑証明書発行手数料5,700件を見込んでございます。前年度比12万円の増を見込んでございます。

○環境防災課長（秋谷 勉）

目が衛生手数料になります、保健衛生手数料でございます。一つ目は、し尿処理手数料現年度分でございます。こちらは、し尿処理に係る手数料でございます。対象

家屋等が減ってございますので減少傾向になってございます。前年度比 12 万 3,000 円を減らして見込んでございます。

その下は滞納繰越分でございます。

3 番が粗大ごみ収集手数料でございます。家庭から排出される粗大ごみの収集・処理についての手数料で、計で 2,160 個分を見込んでございます。こちらが減ってございまして、11 万 8,000 円を減らして見込んでございます。

次に、4 といまして犬の登録等手数料でございます。狂犬病予防法の事務に係る手数料ということで、犬の新規登録申請手数料、注射済票交付手数料、鑑札等再交付手数料、注射済票再交付手数料、それぞれ記載の額と件数を見込んでございます。トータルでは前年とほぼ同額、1,000 円の増で見込んでございます。

○街づくり推進課長（山口一夫）

次のページをおめくりください。10 ページ、11 ページをお開きください。

節といまして都市計画手数料、屋外広告物許可申請手数料でございます。こちらにつきましては、神奈川県屋外広告条例に基づきます屋外広告物許可申請手数料でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、教育手数料、幼稚園手数料、幼稚園入園料でございます。こちらについては開成幼稚園の入園料で、3,000 円掛ける 100 名分ということで見込んでございます。

○保険健康課長（亀井知之）

続いて、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、国民健康保険保険基盤安定制度国庫負担金でございます。こちらは、低所得者に係る保険税額分のうちの国の負担見込み額、補助率は 2 分の 1 になりまして、国民健康保険特別会計のほうの繰出金に充てます。

その下の介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金でございます。平成 27 年度から公費による保険料の軽減強化策が設けられまして、公費を投入して低所得者のための保険料を軽減する仕組みが設けられました。補助率は 2 分の 1 でございます。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、障がい者介護給付費等負担金でございます。1 番の障がい者自立支援給付費負担金、障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスでございます。介護給付費等に係る負担金でございます。補助率は 2 分の 1 でございます。

2 番の障がい者自立支援医療費負担金（更生医療）、更生医療分に係る国庫負担金でございます。補助率は 2 分の 1 でございます。

3 番目、障がい者自立支援医療費負担金（育成医療）、育成医療分に対する国庫負担金で補助率 2 分の 1 でございます。

4 番の障がい者自立支援医療費負担金（療養介護医療分）でございます。こちらも補助率 2 分の 1 でございます。

続きまして、3 節になります。児童福祉費負担金になります。1 番の障がい児通所

給付費負担金でございます。児童福祉法に基づく障がい児通所支援に係る負担金でございます。補助率は2分の1でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

2番、児童手当負担金でございます。中学校までのお子様に支給する児童手当に対し、3歳未満被用者に係る扶助費の45分の37を、それ以外に係る扶助費の3分の2を国が負担するものでございます。

続きまして、3番、子ども・子育て支援給付費国庫負担金でございます。子ども・子育て支援新制度に係るものでございまして、私立保育所の入所の委託料、それから子ども・子育て支援施設型給付に係る分の国庫負担金で、国が定める基準額の2分の1の負担でございます。

○保険健康課長（亀井知之）

続いて、衛生費国庫負担金になります。養育医療費負担金でございますが、未熟児養育医療費の公費負担に係る国の2分の1の負担分となります。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、国庫補助金に移ります。民生費国庫補助金、障がい者自立支援事業費等補助金です。1番の地域生活支援事業費補助金でございます。こちらは、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援等の事業に対する補助金でございます。

2番目の臨時福祉給付金及び年金受給者向け給付事業費補助金でございます。平成26年4月から、消費税の引き上げに対しまして、低所得者に対する負担の影響に鑑みまして、低所得者に対する適切な配慮を行うために臨時福祉給付金及び低所得の障がい・遺族基礎年金受給者向けの給付金の事務に対する国庫補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

1番目の臨時福祉給付金及び年金受給者向け給付金事務費補助金でございます。これは、事務費に対する補助金でございます。

2番目の臨時福祉給付金給付費補助金、昨年度に引き続き消費税の引き上げに際し低所得者対策として給付するものでございます。

3番目の年金受給者向け給付金給付費補助金、この補助金は、臨時福祉給付金の対象者のうち、障がい基礎年金または遺族基礎年金受給者を対象に支給するものでございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。地域子ども・子育て支援事業、こちらについては子ども・子育て支援法59条に規定されています事業になっております。具体的な事業については記載の7事業になっておりますが、この事業に対して国が補助するもので、補助率は3分の1となっております。

○環境防災課長（秋谷 勉）

続きまして、目が衛生費国庫補助金になります。保健衛生費補助金です。1、循環型社会形成推進交付金でございます。単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の設置補助金のうちの国庫補助分でございます。7人槽の1件分を窓口として見てござい

ます。なお、国が3分の1、県が3分の1、町3分の1で補助をするものでございます。

○保険健康課長（亀井知之）

続いて、2、疾病予防対策事業費等補助金でございます。特定の年齢の方を対象にした乳がん・子宮がん検診の無料クーポン発行に伴う補助金でございます。補助率は2分の1となります。

○街づくり推進課長（山口一夫）

続きまして、目、土木費国庫補助金、都市計画費補助金、1、社会資本整備総合交付金でございます。地域の住宅政策の実施に伴う事業に対して受けることができる交付金でございます。地域防犯力向上事業、勤労者支援事業、建築物耐震改修促進事業が対象となっております。

次に、2、街路交通調査費補助金でございます。区画整理等の予定地区における市街地整備に関して、事業の実施に向けたまちづくりの調査に対する補助金でございます。駅前通り線周辺地区土地区画整理事業が対象となっております。

次に、道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金でございます。地域の基盤の創造に資するよう、道路を中心に関連する他のインフラ整備事業に対して受けることのできる交付金でございます。既存町道の舗装補修及び橋りょう整備事業が対象となっております。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

上から二つ飛ばしまして、三つ目でございます。幼稚園費補助金でございます。1、幼稚園就園奨励費補助金でございます。保護者の経済的負担軽減のために実施する幼稚園就園奨励費の国の補助金でございます。補助率は3分の1以内となっております。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、公立学校施設整備費補助金でございます。こちらにつきましては、来年度、開成幼稚園の大規模改修を行うための国庫補助金ということで、対象の経費に係ります補助率3分の1となっております。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、目が総務費国庫補助金でございます。個人番号カード交付事業費等補助金、1、個人番号カード交付事業費等補助金でございます。こちらにつきましては個人番号カードを交付するための経費でございまして、地方公共団体情報システム機構への負担金となっております。

続きまして、委託金でございます。総務費委託金、戸籍住民台帳費委託金でございます。1といたしまして、中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。外国人の中長期在留者の住民登録届出等に係る人件費等の経費でございまして、前年度比3万3,000円の増を見込んでございます。

続きまして、民生費委託金の社会福祉費委託金、国民年金事務費交付金でございま

す。国民年金の資格の取得、異動等の事務に係る人件費、物件費等の経費、及び国民年金事務に係る相談等の経費でございまして、前年度比56万7,000円の増を見込んでございます。

○保険健康課長（亀井知之）

一つ飛びまして、県支出金に移ります。県支出金、県負担金、民生費県負担金、保険基盤安定負担金でございます。1番の国民健康保険保険基盤安定制度県負担金でございますが、低所得者に係る保険税額分のうちの県負担見込み額を計上しております。保険税の軽減分が4分の3、保険者の支援分が4分の1負担でございます。

次の2番、後期高齢者医療保険安定制度県負担金でございます。後期高齢者医療保険の低所得者に係る保険税の減額分の県負担見込み額を計上しております。4分の3の負担となります。

3番目、介護保険低所得者保険料軽減県負担金でございます。平成27年度から、公費による介護保険料の軽減策が強化されております。補助率4分の1で交付されるものでございます。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、2節の障がい者介護給付費等負担金でございます。1番、障がい者自立支援給付費等県負担金でございます。介護給付費等に係る県負担金でございます。補助率は4分の1でございます。

2番の障がい者自立支援医療費負担金です。こちらは、更生医療分に係る医療費に対する県負担金、補助率は4分の1でございます。

3番の障がい者自立支援医療費負担金（育成医療分）でございます。こちら、補助率は4分の1でございます。

続きまして、3節児童福祉費負担金でございます。1番の障がい児通所給付費負担金、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等に対する県負担金、補助率は4分の1でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、2番の児童手当県負担金でございます。児童手当に対する県の負担金でございまして、3歳未満被用者に係るものについては45分の4、それ以外の部分については6分の1を県が負担するものでございます。

その下3番、子ども・子育て支援給付費県負担金でございます。私立の私立保育所の入所の委託料、それから子ども・子育て支援施設型給付に係る県の負担金でございまして、国が定める基準額の4分の1の負担率となっております。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、2目市町村移譲事務交付金でございます。事務処理の特例制度によりまして県から移譲された事務の執行経費に係る県からの交付金でございまして、総務管理費、一般管理費へ充当する予定でございます。

○保険健康課長（亀井知之）

次に、衛生費県負担金、養育医療費負担金でございます。未熟児養育医療費の公費

負担に係る件の4分の1負担分となります。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、2項の県補助金に移ります。1目民生費県補助金です。1節の社会福祉費補助金、一つ飛ばしていただいて2番になります。民生（児童）委員活動費補助金でございます。民生（児童）委員の任期は3年でございます。平成28年度は委員の一斉改選の年度となっております。補助率は10分の10でございます。

3番目の老人クラブ活動費補助金です。県の基準単価にクラブ数11クラブを掛け算出された額に対して補助されます。補助率は3分の2でございます。

一つ飛ばしていただいて、5番の重度障がい者医療費補助金でございます。重度障がい者が医療機関で診療を受けた通院、入院に係る保険適用分の医療費に対する助成でございます。2分の1が補助でございます。

一つ飛ばしていただいて、2節の障がい者自立支援事業費等補助金、1の地域生活支援事業費補助金でございます。事業に対する国の補助金の2分の1が補助金として補助されてございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

1ページ、おめくりください。児童福祉費補助金、1番、民間保育所運営費補助金でございます。こちらについては、町内の民間保育所が過去に施設整備を行った際の借入償還金を助成するものでございまして、県の補助率は2分の1となっております。

続いて、2番目でございます。ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金でございます。ひとり親家庭等の方が医療機関を受診した際に保険診療の自己負担分を助成するものでございまして、医療費と審査手数料に対する県の補助で補助率は2分の1でございます。

続いて3番目、小児医療費助成事業費補助金でございます。中学校までのお子様が医療機関を受診した際に保険診療の自己負担分を助成するものでございまして、県補助対象分の医療費と審査手数料に対する県補助金で補助率は2分の1でございます。

続いて4番目、届出保育施設利用者支援事業費補助金でございます。町内の私設届出保育施設に対し入所児童の健康診断等に係る費用を助成するもので、補助率は3分の1となっております。

続いて5番目、安心子ども交付金事業費補助金でございます。保育需要の増加等に対応するため、新たな民間保育所の建設等を助成するものに対する県の補助金でございます。補助率は県基準額の3分の2となっております。

続いて6番目、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。地域子ども・子育て支援事業、記載の7事業でございますが、これに対する県の補助金で、補助率は3分の1となっております。

続いて7番目、保育緊急対策事業費補助金でございます。保育所入所児童の健康管理の充実を図るため、民間保育所で看護師を雇用した場合に、その費用の助成をするものでございまして、補助率は2分の1となっております。

○環境防災課長（秋谷 勉）

一つ飛ばしまして、衛生費県補助金になります。保健衛生費補助金、合併処理浄化槽設置整備費補助金でございます。合併処理浄化槽への転換設置補助のうちの県補助分でございます。3分の1となっております。

○保険健康課長（亀井知之）

2番、市町村健康事業費補助金でございます。健康増進法に基づき市町村が行う健康教育や健康相談等の実施に対して、県が補助するものです。補助率は3分の2になります。

続いて、3番、風疹予防接種事業費補助金でございます。成人の風疹予防接種費用の県補助でございます。補助率は3分の1となります。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、3目農林水産業費補助金、1節農業費補助金、一つ飛ばしまして二目になります、地籍調査事業費補助金。地籍調査事業補助基準額616万7,000円に対する国4分の2、県4分の1の補助でございます。

○産業振興課長（井上 新）

3番になりまして、経営所得安定対策制度推進事業費補助金。こちらは、経営所得安定対策、（旧称）戸別所得補償の部分でございますけれども、そちらのほうの事務に対する事務費でございます。

4番目、人・農地問題解決加速化支援事業交付金、こちらは人・農地プランの事務に対する事務費でございます。

一つ飛ばしまして、6番目、農地利用最適化交付金、こちらは農地利用の最適化活動に対する交付金となっております。

一つ飛ばしまして、8、多面的機能支払事業費補助金、こちらは農地や水路の維持管理に対する補助金となっております。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

一つ飛ばしまして、教育費県補助金、社会教育費補助金、放課後子どもプラン推進事業費補助金でございます。放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点を設ける目的で実施しております放課後子ども教室に対する補助金でございます。補助率は3分の2となっております。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、7目水源環境保全再生・市町村交付金でございます。こちらにつきましては、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置付けられました市町村事業に対する県からの交付金、充当率10分の10でございます。地下水モニタリング事業費、自然環境保全事業費、雨水浸透ます設置促進事業費へ充当いたします。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、9目市町村自治基盤強化総合補助金、平成24年から創設をされた県補助金でございます。当町としましては、観光関連施設等整備事業としてあじさいネットワーク事業、市町村幹線道路整備事業として十文字橋橋りょう整備事業、特定地

域課題解決事業として開成駅東口地域集会施設、子育て支援センター設置事業を対象予定としてございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

市町村地域防災力強化事業費補助金でございます。市町村の防災・減災対策事業に対して交付される補助金で、平成28年度に新設、補助率は3分の1でございます。該当事業は以下のとおりです。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、13目、神奈川県市町村事業推進交付金、平成26年度より神奈川県による補助金の一括交付金化により創設をされた交付金でございます。内訳としましては、障がい児地域訓練事業、障がい者グループホーム等運営事業、市町村青少年行政推進費、農とみどりの整備事業で、事業費に伴う交付予定額を計上してございます。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

1ページ、おめくりください。

一つ飛ばしまして、県支出金の委託金、総務費委託金、徴税費委託金でございます。

1番、県税徴収委託金、こちらにつきましては、地方税法第47条の規定に基づき、個人の県民税の賦課徴収に関する事務に要する費用を補償するため県から町へ交付するものでございます。3,000円×納税通知書発送件数8,307件を見込み、54万3,000円の増を見込んでございます。

続きまして、戸籍住民台帳費委託金でございます。1番、人口動態調査事務委託金、こちらについては、県からの交付決定に基づく人口動態調査（出生、死亡、婚姻、離婚等）の事務に係る県委託金の経費となつてございます。前年度比1,000円の増を見込んでございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、4節統計調査費委託金でございます。細節1といたしまして、市町村統計調査事務諸費交付金でございます。こちらにつきましては、県条例に基づきます統計調査の実施経費にかかる県からの交付金でございます。統計調査総務費の経常的一般管理費へ充当いたします。

2の学校基本調査委託金でございます。こちらは学校基本調査の実施にかかります県を通じた国からの委託金となつてございまして、こちらは基幹統計調査費等統計調査費へ充当いたします。

続いて、工業統計調査委託金、平成29年度に実施予定でございます工業統計調査の準備に係る県を通じた国からの委託金で、基幹統計調査費等統計調査費へ充当いたします。

4、経済センサス調査区管理委託金、経済センサスの調査区管理にかかります県を通じた国からの委託金で、こちらも基幹統計調査費等統計調査費へ充当いたします。

経済センサス活動調査費委託金でございまして、平成28年に実施する経済センサス活動調査の実施にかかる県を通じた国からの委託金、こちらも同様のところに充当させていただきます。

○総務課長（山口哲也）

続きまして、選挙費委託金になります。3、参議院議員通常選挙費委託金です。平成28年7月執行予定の参議院議員通常選挙に係る経費についての委託金になります。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、大分飛んでまいります。本誌ですと38、39ページ、17款繰入金になってございます。基金繰入金でございます。二つ目、学校校舎等整備基金とりくずしでございます。こちらは、来年度予定しております開成幼稚園の大規模改修に活用するため、学校校舎等整備基金を取り崩すものでございます。

続きまして、教育振興基金とりくずしでございます。こちらにつきましては、小・中学校の児童・生徒用の図書購入のための基金を一部取り崩して活用したいと考えてございます。10万円掛ける3校ということで予定をしているところでございます。

○財務課長（田中栄之）

18款繰越金です。一つ、前年度繰越金、前年度からの繰越金でございます。想定決算を見込んで計上してございます。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

1ページ、おめくりください。

諸収入、延滞金、加算金及び過料、延滞金でございます。1番、諸税滞納延滞金、こちらにつきましては、町税等の納期限後、納付されない期間に応じて徴収する延滞金でございます。過去の実績等を考慮し、前年同額を見込んでございます。

○産業振興課長（井上 新）

二つ飛びまして、貸付金元利収入、細節のところでは中小企業小口資金融資預託金収入でございます。こちらは、中小企業小口資金の融資に係る返還分でございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、一つ飛ばしまして雑入になります。総務費雑入、町民カレンダー広告掲載料でございます。町民カレンダーの広告掲載料になります。広報広聴事業費に充当いたします。

○総務課長（山口哲也）

続きまして、5、市町村アカデミー受講費助成金です。職員を市町村アカデミーに派遣した場合、神奈川県市町村振興協会から5分の4の助成がされるものであります。

続きまして、9、小田原市斎場事務広域化協議会給与精算金でございます。派遣している職員の給与の精算金となります。

○財務課長（田中栄之）

一つ飛ばしまして、11番、庁舎管理費等負担金です。庁舎管理費のうち公営企業会計の負担分を人数割で算定してございます。

12番、林野一部事務組合収益配分金。南足柄市外五ヶ市町組合、南足柄市外二ヶ町組合、及び松田町外二ヶ町組合からの収益配分金を予定してございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

一つ飛ばしまして、14、神奈川県市町村振興協会市町村交付金でございます。こちらは、自治宝くじの収益金を原資といたします県市町村振興協会からの交付金でございます。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

三つ飛ばしていただきまして、自治総合センターコミュニティ事業助成金でございます。自治総合センターコミュニティ事業助成金として、一般コミュニティ助成事業分としまして250万円を見込んでおります。自治宝くじコミュニティ助成事業費へ充当いたします。

○総務課長（山口哲也）

続きまして、20、足柄西部清掃組合給与精算金になります。西部清掃組合に派遣している職員の給与の精算金になります。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、21、小水力発電設備売電料でございます。固定価格買取制度によります余剰電力の売電料を月当たり2万8,000円として見込んでございます。新エネルギー利活用推進事業費へ充当いたします。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

続きまして、地域集会施設太陽光発電設備売電料、8万4,000円でございます。みなみ自治会館に設置されている太陽光発電設備からの売電料となります。コミュニティ施設管理事業費へ充当いたします。

○環境防災課長（秋谷 勉）

民生費雑入は飛ばさせていただきます、次のページになります。衛生費雑入になります。1のペットボトル等資源物売却代でございます。家庭から資源ごみとして出されましたペットボトル、紙類を収集し、資源として売却する際の売却益でございます。紙類の売却単価の改善が大きく増額となっております。前年度比276万8,000円を増やして見込んでございます。

○保険健康課長（亀井知之）

次に、2、後期高齢者健康診査事業補助金でございます。後期高齢者の健康診査に対する広域連合からの補助金を計上しているものでございます。

一つ飛んでいただいて、4、後期高齢者医療長寿・健康事業補助金でございます。後期高齢者の人間ドック助成に対する広域連合からの補助金を計上しているものでございます。

一つ飛んでいただいて、6、公用車（日赤分区用）購入補助金でございます。日本赤十字社神奈川県支部からの補助金で、赤十字車両を町が購入する経費に対し補助をいただくものでございます。

○産業振興課長（井上 新）

続きまして、農林水産業費雑入になります。1、ふれあい農園利用料金、こちらはふれあい農園の利用料金で、5カ所87区画となっております。

続きまして、飛びまして、商工費雑入の2番になります。幕別町産業まつり物産売

払い収入、こちらは、幕別町の産業まつりに出店を予定しておりまして、そちらのほうの売り払い収入を見込んでおります。

○街づくり推進課長（山口一夫）

続きまして、三つ飛びまして土木費雑入でございます。3番目、十文字橋負担金でございます。こちらにつきましては、開成町と松田町にかかってございます十文字橋の耐震補強設計業務における松田町の負担金でございます。

次、4番目、送電線下補償料でございます。こちらにつきましては、みなみ中央公園に架線されてございます送電線の線下補償金でございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

消防費雑入の1、消防団員退職報償金でございます。5年以上勤務して退職した消防団員に勤務年数及び階級に応じた額が消防団員等公務災害補償等基金から交付されるものでございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、教育費雑入でございます。3番、災害共済給付金でございます。こちらは、町立園・学校の幼児、児童・生徒の学校管理下におけます怪我等に関する給付金でございます。

続きまして、4番、ジュニアリーダー研修参加者負担金でございます。こちらは、青少年指導員が主催しますジュニアサマーリーダー、及び本年度は北海道幕別町で子どもたちが交流事業に参加しますので、そちらの参加者負担金となっております。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

二つほど飛ばしていただきまして、7、スポーツ振興くじ助成金になります。こちらは、日本スポーツ振興センターの総合型地域スポーツクラブ活動助成金となります。スポーツ振興くじ、いわゆるt o t oの収入を財源としまして、開成町総合型スポーツクラブの運営に対する助成に充てるものでございます。対象経費上限額の10分の9補助のB評価想定 of 80%の額を見込みます。総合型地域スポーツクラブ推進事業費へ充当いたします。

○財務課長（田中栄之）

20款町債です。臨時財政対策債、こちらは一般財源の不足分に充当するものでございます。普通交付税と合わせまして、5億3,000万円の財源不足が見込まれてございます。

歳入は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

続いて、歳出のほうをお願いします。

○総務課長（山口哲也）

それでは、歳出の詳細説明に先立ちまして、各会計及び各費目全体にわたる人件費についてご説明申し上げます。

予算説明資料の85ページ、職員人件費一覧をご覧ください。

全会計での職員人件費につきましては、総額で317万3,000円の減額となっ

ております。職員数は特別職を除き120名、4名の増となっております。これは、第3次定員適正化計画に基づき計画的に職員を採用していることによります。また、これ以外に再任用短時間職員5名分を計上してございます。

会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計は、職員数では5名の増を見込んでおります。一般職が109名、再任用短時間職員が4名としております。一般会計総額では426万6,000円の増額となります。

項目ごとにご説明いたします。

給料は636万7,000円の増額です。先ほども申し上げましたとおり、職員数を増としたことや定期昇給に係る増を見込むことから増額となっております。

次に、職員手当となります。まず、地域手当ですが、地域手当につきましては5%で前年度と同額としております。期末勤勉手当につきましては、人事院勧告により勤勉手当の支給月数が0.1月分増えたことなどにより500万円ほど増えておりますが、一方で、国勢調査や統一地方選挙がなくなったことにより時間外手当が減となっております。これらを差し引き、トータルでは約100万円の増額としております。

次に、退職手当組合負担金です。まず、平成28年度で定年退職の職員は1名です。前年度が3名だったことから、特別負担金では約1,000万円の減となっております。一方で一般負担金ですが、約550万円の増となっております。この増えた主な要因は、退職手当組合の負担金について、水道事業会計を除く全会計分を一般会計で一括計上したことによります。従来は各会計、各費目で計上しておりましたが、監査での指摘を受け近隣自治体等を確認したところ、企業会計を除き全会計分は一般会計で一括計上しているということがわかりました。今年度から、これにならい一般会計で一括計上するものであります。この影響額が、およそ500万円になります。

次に、共済費です。昨年10月から標準報酬制が導入されましたが、これに伴う大きな影響はございません。職員数の増、定期昇給等による負担の増でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計です。予算計上の職員数は3名で、前年度当初予算と変更はございませんが、1名を再任用短時間職員としたため各費目で減となっております。なお、退職手当組合特別負担金につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり一般会計で一括計上したことから、全額減額となっております。

続きまして、下水道事業特別会計です。こちらも予算計上の職員数は4名で、前年度当初予算と変更はございません。国民健康保険特別会計と同様に、退職手当組合の負担金につきましては一般会計で一括計上したことから、全額減額となっております。

介護保険事業特別会計です。こちらも予算計上の職員数は2名で、前年度当初予算と変更はございません。他の特別会計と同様に、退職手当組合の負担金は一般会計で一括計上しております。

水道事業会計になります。こちらも予算計上の職員数は3名で、前年度当初予算と変更はございませんが、配置想定を人事異動を考慮したものとなっておりますことから各費目で減となっております。

恐れ入りますが、予算書本書 182 ページをご覧ください。予算書本書 182 ページ、給与費明細書になります。

こちらで、1、特別職の欄でございますが、今年度から教育長を特別職として計上しております。このため、町長等の欄が 1 名増となっております。この影響が一般職欄にも出ておりまして、増減がわかりづらく大変申しわけございません。給与費全体につきましては、先ほどご説明申し上げました別添資料のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

人件費に係る説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○事務局長（小玉直樹）

それでは、予算書では 48、49 ページ、説明資料の 22、23 ページをご覧くださいと思います。

議会費の議員報酬等でございます。議員 12 名の報酬、期末手当及び町村議会議員共済制度に係る負担金でございます。

一つ飛ばしまして、経常的一般管理費でございます。年 4 回の議会だよりの発行、議会会議録作成等の経費でございます。

なお、議会費全体で前年度より減額となっておりますのは、主に議員共済制度に係る負担金の減によるものでございます。

以上です。

○総務課長（山口哲也）

続きまして、総務費、総務管理費、一般管理費になります。説明欄 4、経常的一般管理費になります。職員の安全衛生の確保のため、産業医による健康相談、職員健康診断を実施いたします。また、労働安全衛生法の改正により義務付けとなりましたストレスチェックを実施いたします。

続きまして、説明欄 5、職員研修事業費になります。職員の勤務能率の向上及び知識の研鑽のために各種研修を実施するとともに、研修センター等が主催する各種研修に職員を派遣するものであります。

続きまして、説明欄 8、行政不服審査会事務関係費になります。審査請求がなされた場合、処分庁の判断の妥当性等の審理を主宰し、審査庁への意見書の提出を行う審理員へ支払う報酬及び審査会への負担金を支出するものであります。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、広報広聴費、一つ飛ばしまして広報広聴事業費になります。まちづくり情報特派員の経費や広報かいせい及びお知らせ版、町民カレンダーの発行、町ホームページなどの広報事業に係る経費となります。なお、広報かいせいに関しましては、前年度に引き続き毎号フルカラーで発行いたします。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、3 目財政管理費、説明欄 4、決算書では 56、57 ページに移ります、財務諸表作成事業費です。平成 22 年度決算から財務諸表の公表が義務付けられたため、公会計システム基準モデル財政諸表を作成してございます。

続きまして、4目、財産管理費です。説明欄1、庁舎管理事業費、役場調査の適性や維持管理のため必要な保守管理業務を行ってございます。

二つ飛ばしまして、説明欄4、地籍調査事業費、こちらは58、59ページに予算書は移ってまいります。第61計画区、具体的には榎本地区になります、一筆地調査を実施いたします。補助対象事業費は616万7,000円でございます。

説明欄5、公有地管理費、官民境界確定事務、他課の管理に属さない公有地の管理事務を行ってございます。また、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画としまして、公共施設等総合管理計画を平成27、平成28年度の2年間で策定をしてございます。

続きまして、説明欄6、庁舎整備事業費。建設から45年以上が経過し、老朽化が著しくバリアフリー化されていないなど様々な課題を抱えている現役場庁舎を建て替えるものでございます。平成28年度につきましては、庁舎建設予定地の地質調査、地形測量を実施し、庁舎建設実施設計へと反映をさせていきたいと考えてございます。

説明欄7、公共施設整備事業費。公共施設整備基金への積立金といたしまして8,000万円を計上してございます。これによりまして、平成28年度末には3億5,000万円となる予定でございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、5目企画費でございます。予算書につきましては、60、61ページにわたっております。説明欄1、行政改革推進事業費でございます。こちらにつきましては、第五次開成町行政改革大綱を町民の皆様の意見を聴きながら着実に推進するため、開成町行政改革推進委員会の会議を年2回開催するものでございます。

説明書は1ページおめくりいただきまして、説明欄3、地域情報化推進事業費でございます。電子自治体や情報化の推進に必要な庁内ネットワークやパソコンなどの関連機器を適切に管理いたしますとともに、庁内ネットワーク環境及び電算機器の入れ替えを行い業務の効率を図ってまいります。

説明欄4、新エネルギー利活用推進事業費でございます。小水力発電設備の神奈川県企業庁からの有償譲渡に伴います償還金及び維持管理経費等を計上させていただいております。

説明欄5、地下水モニタリング事業費でございます。足柄上地域における地下水の現況を継続的に把握するため、足柄上地区1市5町共同で地下水のモニタリング調査等を実施するものでございます。

三つ飛ばしまして、説明欄9、自転車利用促進事業費でございます。自転車に乗れない子どもや乗り始めた子どもを対象といたしまして、安全に自転車に乗るために必要な正しい乗り方を身につける「キッズサイクル教室」を開催するものでございます。

説明欄10、ブランディング戦略推進事業費でございます。「開成町に住みたい」、「住み続けたい」、「訪ねたい」という意向を高めることを目的といたしまして、マスコットキャラクターあじさいちゃんの積極的な活用などブランディング戦略を展開するため、デザイン会社による支援に係る委託料、着ぐるみ製作委託料等を計上し

てございます。

一つ飛ばしまして、説明欄 1 2、公共施設案内標識維持管理事業費でございます。公共施設案内標識の移設費用を計上してございます。今年につきましては、郵便局前の延沢地内 1 カ所を予定してございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に、諸費、説明欄 1、地域防犯力向上事業費でございます。平成 26 年度に全町 LED 化した防犯灯の ESCO 事業サービス料を支払う。町民防犯意識の高揚を促すため防犯キャンペーンを実施いたします。自治会要望箇所、県道松田停車場線及びかいせい中央通りに LED 防犯灯を設置いたします。また、開成駅前第一公園に防犯カメラの設置を行うものです。

○総務課長（山口哲也）

続きまして、説明欄 4、例規集等管理費。法制執務を円滑に行うため、例規集及び加除式の参考書籍の追録等を行います。また、インターネット版の例規集の公開及び更新を行うものです。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、説明欄 5、臨時的な一般管理費。こちらは、林野一部事務組合運営費を分担するほか、林野一部事務組合からの収益配分金について、協定に基づき関係する入会地組合と自治会に再配分をするものでございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に、交通安全対策費、2 番の交通安全対策推進事業費でございます。交通安全教育、街頭指導等を行う交通指導隊による報酬、研修旅費等を計上してございます。交通安全指導車の維持管理、また各季の交通安全キャンペーン等の実施をして町民の交通安全啓発を図るものでございます。

一つ飛ばしまして、4、放置自転車対策事業費。放置自転車禁止区域内における自転車の放置を防止するため監視員を配置するほか、放置された自転車の撤去を行う、また放置自転車撤去車両の維持管理を行うものでございます。また、放置自転車置場の移設工事の実施を予定してございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、8 目、一つ飛ばしまして説明欄 2、行政事務電子化推進事業費でございます。平成 23 年 10 月から稼働しております町村情報システムの運用に必要な庁内ネットワークやパソコンなどの関連機器を適切に管理するとともに、運用機器の導入を行ってまいります。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、3 番、住民基本台帳ネットワークシステム維持管理関係費でございます。住民基本台帳個人データを全国ネットで結ぶシステムの経費として、機器のリースを計上してございます。

続きまして、4 番、戸籍電算化事業費でございます。戸籍の電算統合システムに係る機器の経費、5 年に一度の割合でめぐってまいります戸籍のシステムリプレイスを

行う予定でございます。システム保守料、リース料、システムソフト使用料、附票通知等連携システムリース料、戸籍副本データ管理システムリース料から成っております。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、9目町民センター管理費でございます。こちらは、町民の学習活動の場として快適な空間を提供できるよう施設を維持管理します。また、管理人、清掃員の賃金、平成28年度はバルコニーの防水工事と空調設備の改修を予定しております。

続きまして、10番、コミュニティセンター管理費でございます。こちらは、南部コミュニティセンターの維持管理と各種の管理業務を委託したものでございます。また、1階のトイレの洋式化工事を図ってまいります。

○議長（茅沼隆文）

ここで、ちょっとお待ちくださいませ。ここで暫時休憩としましょう。再開を15時10分にしましょう。

午後2時52分

○議長（茅沼隆文）

再開します。

午後3時10分

○議長（茅沼隆文）

引き続き、細部説明を順次、担当課長に求めますが、説明資料26ページの協働推進費から始めます。

それでは、お願いします。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

本誌71ページ、説明資料26、27ページになります。

協働推進費になります。一つ飛ばしまして、説明欄2、男女共同参画推進事業費でございます。男女共同参画プランに基づきまして講演会の開催、情報誌かけはしの発行などを行いますとともに、DV被害者を保護いたします民間シェルターに対しまして必要に応じた補助を行います。

続いて、3、自治宝くじコミュニティ助成事業費でございます。一般財団法人自治総合センターのコミュニティ事業を活用いたしまして、岡野、金井島、下延沢、中家村の4自治会の備品整備を行います。

続いて、4、行政連絡員関係費でございます。地域と連携した円滑な町政推進のため、行政連絡員会議を開催し報酬の支払いを行います。

続きまして、自治会運営推進事業費でございます。自治会活動を支援するため自治会交付金を交付するとともに、安心して自治会活動を行っていただけるようコミュニティ保険料を負担いたします。また、地域人材育成を目的とした地域リーダー育成研修会を開催いたします。

二つ飛ばしまして、8、協働のまちづくり推進事業費でございます。協働推進計画

に基づきまして協働のまちづくりを推進するとともに、協働推進会議を運営いたします。また、引き続き町民活動応援事業を実施し、ボランティア活動等の支援を行います。

一つ飛ばしまして、コミュニティ施設管理事業費でございます。地域集会施設の修繕や河原町公会堂屋根等塗装、金井島公民館外周フェンスの塗装工事を実施いたします。また、パレットガーデン自治会館の賃借料の支払いをいたします。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、二つ飛ばしまして、徴税費の税務総務費、3番経常的一般管理費でございます。職員の出張旅費、消耗品等の需用費、公用車の維持管理等、また公図分合筆加除修正委託、不動産鑑定時点修正業務委託、標準宅地不動産鑑定評価業務委託、地番集成図修正業務委託、家屋評価システム業務支援委託等を行う経費としてございます。

4番目といたしまして、固定資産土地評価事業費。こちらにつきましては、平成30年度の土地評価替えに向け、路線価算定及び路線価図作成等、土地評価業務を行う経費として計上してございます。

続きまして、賦課徴収費の1番、経常的一般管理費でございますが、こちらにつきましては、町県民税賦課業務に係る臨時職員賃金、固定資産税等の賦課に係る消耗品等の需用費、納税通知書等発送に係る役務費、町県民税賦課データ作成業務委託、過年度分の税の還付等を行うための費用として計上してございます。

続きまして、徴収対策推進事業費でございます。徴収嘱託員報酬、滞納処分を含めた徴収に係る消耗品等の需用費、催告書等の発送やコンビニ収納及び滞納処分に係る手数料等の役務費の費用としてございます。

続きまして、戸籍住民台帳費の2番、戸籍住民台帳費でございますが、こちらにつきましては戸籍事務、外国人を含む住民基本台帳事務に係る旅費、消耗品等の経費でございます。

二つ飛ばしまして、開成駅前窓口コーナー関係費でございます。こちらにつきましては、駅前窓口コーナー事務に係る非常勤の賃金、賃借料等の経費でございます。

続きまして、個人番号カード交付事務関係費でございます。個人番号カードを交付するための経費でございまして、地方公共団体情報システム機構への負担金、通知カード、個人番号カードの再交付負担金となっております。

○総務課長（山口哲也）

続きまして、4項選挙費になります。酒匂川右岸土地改良区総代選挙費になります。説明欄1の委員関係費から3の選挙会経費まで、平成28年10月執行予定の酒匂川右岸土地改良区総代選挙に伴う選挙管理委員会の開催経費、職員時間外、選挙立会人等への報酬になります。

続きまして、7目参議院議員通常選挙費になります。説明欄1の委員関係費から4の開票所経費まで、平成28年7月執行予定の参議院議員通常選挙に伴う委員会開催経費、職員時間外手当、また投票立会人、開票立会人への報酬等になります。

○企画政策課長（岩本浩二）

1 ページおめくりいただきまして、5 項統計調査費になります。一つ飛ばしまして、基幹統計調査等統計調査費、説明欄 1、基幹統計調査等統計調査費でございます。こちらにつきましては、国から委任されました各種統計調査を円滑に実施するため、調査員の確保や調査事務用品、物品の整備などを行うものでございます。

○保険健康課長（亀井知之）

二つ飛びまして、民生費に移ります。社会福祉費、社会福祉総務費、事業名 0 0 1、国民健康保険特別会計繰出金でございますが、低所得者にかかる保険税の軽減分や職員給与費などの事務費などの所要額を国保会計に繰り出すものでございます。

続いて、介護保険事業特別会計繰出金。こちら、介護保険事業にかかる町の法定負担分や職員給与費、事務費等について介護保険会計に繰り出すものでございます。

続いて、0 0 3、後期高齢者医療事業特別会計繰出金。後期高齢者医療事業に係る低所得者の保険料減額分や徴収事務費等を特別会計に繰り出すものでございます。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、三つ飛ばしていただいて、7 番の民生（児童）委員関係費でございます。こちらは、3 5 名の委員の活動補助、2 8 年度は委員さんの一斉改選の年度となりますので、民生委員推薦会の委員報酬等でございます。2 8 年度につきましては、人口増の下島地区とみなみ地区担当のそれぞれ 1 名ずつ増員させていただいて、2 名を増員する予定でございます。

○保険健康課長（亀井知之）

一つ飛びまして、0 0 9、高齢者保健福祉計画等策定事業費でございます。平成 3 0 年度からの第 7 期高齢者保健福祉計画等の策定準備として、町民のアンケート調査を実施する経費でございます。

○福祉課長（小宮好徳）

1 0 の地域福祉推進事業費でございます。こちらは、主に社会福祉協議会の補助金、また町内巡回バスの委託料を計上してございます。2 8 年度につきましても、もう一年、試行運行を継続して実施したいと考えてございます。

1 1、高齢者等地域見守り推進事業費でございます。こちらは、緊急通報装置の機器のリース、保守代等でございます。

○保険健康課長（亀井知之）

続いて、1 2、広域福祉センター運営事業費でございます。あしがら広域福祉センターの法人運営及び事業運営に対する補助金を支出するものでございます。ご承知のように、センターは 2 9 年度に合併される予定とされておりますので、今年度で補助金は終了の予定となっております。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、1 3 の地域福祉団体等支援事業費でございます。こちらは、各種団体への補助金でございます。

1 4、自殺予防対策関係費でございます。神奈川県地域自殺対策緊急強化基金によ

る補助金を利用して行うものでございます。

2目の国民年金費は飛ばしていただきまして、3目の老人福祉費です。1番の敬老意識啓発事業費でございます。こちらは、敬老会の開催経費、敬老祝い金の支給の費用でございます。

一つ飛ばしていただいて、3番の開成町シルバー人材センター支援事業費でございます。こちらは、概ね60歳以上の働く意欲のある方が会員となる「公益社団法人シルバー人材センター」への町補助金でございます。

続きまして、4番の介護用品購入費助成事業費でございます。在宅において常時介護が必要な高齢者等の紙おむつ購入費用を助成するものでございます。

○保険健康課長（亀井知之）

続いて、5番、後期高齢者医療広域連合関係費でございます。後期高齢者医療広域連合に関連する事務費や町の定率の負担金を計上するものでございます。

○福祉課長（小宮好徳）

すみません。四つ飛ばしていただきまして、10番の老人クラブ活動支援事業費でございます。町老人クラブ連合会及び単位クラブ11団体の活動費の補助金でございます。

続きまして、4目の社会事業費でございます。二つ飛ばしていただきまして、3番の慰霊祭関係費でございます。こちら、平成28年度におきましては、隔年で開催されます町の慰霊祭の費用を計上してございます。

一つ飛ばしていただきまして、5番の平和慰霊事業費でございます。こちらは、町戦没者遺族会と共同で、戦争体験された方々が年々減少し戦争体験が風化しつつある中、改めて平和の大切さを学び、戦争の悲惨さを次世代に伝えていくことが大切と考えてございます。戦争に関する体験談をDVDに収め、記録し保存して、戦争を知らない世代に語り継ぐことを目的として実施します。また、このDVDにつきましては、町慰霊祭の開催時に町民の皆様に披露したいと考えてございます。また、同時に戦時中の食事体験を実施したいと考えてございます。

続きまして、次ページをおめくりいただきたいと思います。30、31ページになります。

5目になります、障がい者福祉費に移ります。1番の地域生活支援事業費でございます。こちらにつきましては、手話通訳の派遣の報償費、重度障がい者の住宅設備改良費、自動車改造費の補助金、日常生活用具の給付、身体障がい者訪問入浴サービス等の扶助費でございます。また、発達障がい等に関する知識を有する専門員が幼稚園や保育所の子どもやその親を対象に巡回し、施設のスタッフや親に対し障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業を実施したいと考えてございます。

続きまして、2番になります。重度障がい者医療費助成事業費でございます。重度障がい者に対して、医療費の自己負担分を助成するものでございます。

3番の心身障がい児訓練支援事業費でございます。こちらは、足柄上郡の在宅心身

障がい児等地域訓練会ひまわりへの負担金でございます。

4 番の身体障がい児者補装具給付事業費でございます。補装具の支給と日常生活の利便を助長する用具の助成をしている経費でございます。

一つ飛ばしていただいて、6 番の自立支援給付事業費でございます。障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスでございます。居宅介護や療養介護、短期入所等、施設入所サービス、就労支援等、加えまして児童福祉法に係る児童福祉サービスの放課後等デイサービス等の経費でございます。

一つ飛ばしていただいて、8 番の自立支援医療給付事業費でございます。こちらは、育成医療、更生医療等の医療費の経費でございます。

9 番の障がい者福祉推進事業費でございます。こちらは町の単独事業でございますけれども、福祉タクシー券の交付、自動車燃料費助成、重度障がい者年金の給付経費でございます。

10 番の障がい者相談支援事業費でございます。こちらは、1 市 5 町の共同でとり行っているものでございます。相談支援事業、地域生活支援センター事業等を委託している経費でございます。

11 番の障がい者社会参加推進事業費でございます。こちらは、負担金のほかに、新規事業として障がい者優先調達推進法に基づきまして食糧費と委託料に計上してございます。町内にある事業所 2 カ所から、1 カ所は敬老会の開催時に参加品として配付予定しているものと、町が発送する文書の封入作業における委託料を計上してございます。

12 番の障がい者就労支援事業費でございます。こちらは 2 市 8 町の共同事業で、障がい者の就業及び日常生活上の相談等を進めている事業所への負担金でございます。

13、障がい者歯科二次診療所運営事業費でございます。こちらは、2 市 8 町の共同運営でございます。一般の診療所で治療が困難な障がい者の治療を行うための設備に対しての負担金でございます。

次に、6 目の福祉会館管理費でございます。1 番の福祉会館管理事業費でございます。こちらは、福祉会館の指定管理者である開成町社会福祉協議会に対して、指定管理委託料等でございます。

次に、7 目臨時福祉給付金及び年金受給者向け給付金関係費でございます。1 番の臨時福祉給付金及び年金受給者向け給付金関係費でございます。こちらは、27 年度に引き続きまして 28 年度も国の施策として行われる臨時福祉給付金、支給額は 1 人 3,000 円となります。2,090 人分を計上してございます。また、低所得者の障がい・遺族基礎年金受給者向けの給付金は支給額は 1 人 3 万円となり、150 人分を計上してございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、児童福祉費、児童福祉総務費、一つ飛ばしまして、002 番、ひとり親家庭等医療費助成事業費でございます。ひとり親家庭等の方に対して医療費を助成

する制度でございまして、年間3,608件を見込んでございます。

続きまして、003番、小児医療費助成事業費でございます。お子様に対して医療費を助成する制度でございます。昨年10月診療分から、通院分については小学校卒業までということで拡充をさせていただいております。入院分については従来どおり中学校修了までを対象としまして、合計で年間3万4,085件を見込んでございます。

一つ飛びまして、005番、放課後児童対策事業費でございます。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から4年生に対し、放課後児童クラブということで学童保育を実施する経費の委託料でございます。月平均130名の利用を見込んでございます。

続いて、006番でございます。子育て支援事業費でございます。子育て支援センターにつきましては、駅東口に開設する支援センターの運営経費並びに従来からある支援センターの委託費の2カ所分の運営経費について計上してございます。それから、ファミリーサポートセンターについても、こちらで従来からある経費の部分について計上してございます。運営については、両方とも社会福祉法人青い鳥に委託する予定でございます。

それから、007番、子ども・子育て支援推進事業費でございます。こちらは、子ども・子育て支援法に基づき市町村のほうで設置します開成町子ども・子育て会議の委員報酬になってございます。11名分で、年2回開催を予定してございます。

続いて、008番、子育て環境充実事業費でございます。こちらは、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せることを目指した冒険遊び場事業、いわゆるプレイパーク事業でございますが、この事業の普及、定着化を図るために、さまざまな場所で年3回開催する予定でございます。3回のうち1回は2日連続開催ということで、今年度については考えてございます。

次のページをおめくりください。32ページ、33ページでございます。

児童措置費でございます。一つ飛ばしまして、002番、保育所充実事業費でございます。こちらについては保育所入所に係る経費でございまして、年間4,200名、月平均で350名の保育所入所に係る給付費等を見込んでございます。また、保育所運営に関する延長保育等の補助金も、あわせて計上してございます。さらに、保育需要の増加に対応するため、新たな民間保育所の開設に向け、建設工事費等について県等の基準に基づき経費を補助する予定となっておりましてございます。

続いて、003番、要保護児童対策事業費でございます。児童虐待の予防、早期発見等のために、法に基づきまして要保護対策地域協議会を設置してございます。この運営経費を計上してございます。また、養育支援が必要な家庭等に対し訪問する養育訪問支援事業を行っておりますが、訪問する支援員の賃金について、こちらで計上してございます。

それから、004番、児童手当関係費でございます。3歳未満の子及び小学校修了前の第3子の子1人につき月額1万5,000円、中学校修了前のそれ以外の子ども

1人につき月額1万円を児童手当として支給してございます。さらに、所得制限がありますが、それを超過した場合には、お子さん1人につき月額5,000円を支給してございます。この支給経費について計上してございますが、対象児童数については年間、延べ2万9,594人分を見込んでございます。

○保険健康課長（亀井知之）

一つ飛んで、衛生費に移ります。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、給与費と経常的一般管理費は省略させていただきまして、003、健康づくり推進事業費でございます。健康づくり推進協議会の委員報酬や健康普及員活動、あじさい健診等の委託料、その他、各種事業に必要な物品購入や謝礼等の費用を計上しております。また、健康増進計画の中間評価を行いますので、そのための町民アンケート調査経費等を計上しております。

一つ飛びまして、005、救急医療体制推進事業費でございます。休日急患診療所及び広域二次病院群輪番制度に係る町の負担金を計上しているものでございます。

続いて、006、食育推進事業費でございます。町民の食育事業を実施するための講座開催に係る講師謝礼等を計上しているものです。また、町民との協働推進事業として、飲食店組合と協力しまして「健康づくり応援店」の看板を掲げていただいて、健康メニューの掲示等のPR、あるいは県西地域の食材を利用した料理講習会などを開催する経費を計上させていただいております。

一つ飛んで、008、庁用自動車整備事業費でございます。赤十字車両を購入するための費用でございます。歳入のほうでもご説明しましたが、日赤からの補助金を活用させていただきます。

続いて、予防費、001、保健予防事業費でございます。各種がん検診、後期高齢者健診等の委託料や人間ドック受診料の一部補助、その他、健康教室や健康相談等に係る賃金や事務経費を計上しているものでございます。

続いて、感染症対策事業費でございます。各種予防接種に係る予診票の印刷費や接種の委託料を計上しているものでございます。

続いて、003、母子保健事業費でございます。乳幼児健診や健康教室、相談等に係る賃金、派遣の手数料等のほか、母子保健推進員の活動謝礼、また特定不妊治療費等の補助費を計上しているものでございます。

○環境防災課長（秋谷 勉）

ページをおめくりいただいて、環境衛生費でございます。経常的一般管理費は飛ばさせていただきますまして、002、グリーンリサイクルセンター利用促進事業費でございます。体制が変わりまして2年目となりますが、剪定枝の資源化施設であるグリーンリサイクルセンターの管理運営経費でございます。指定管理者に対する指定管理料、及び町民から排出される剪定枝搬入量に相当する利用料金減免分補償金等の負担でございます。

三つ飛ばしまして、006、小田原市斎場事務広域化推進事業費でございます。金額は、小田原市斎場事務広域化協議会への負担金となつてございます。小田原市の新

斎場の事業につきましては、6月には事業者との契約が予定されているということで進捗してございます。

次、007、ごみ処理事業費でございます。再資源化されない焼却や埋め立てを行うごみに対する収集・運搬等の委託料、足柄西部清掃組合、それから足柄上地域資源循環型処理施設整備調整会議への負担金等を計上してございます。

続きまして、008が環境基本計画管理事業費でございます。環境基本計画の改定年度に当たりますので、改定作業に要する経費を計上してございます。

一つ飛ばしまして、新エネルギー導入促進事業費でございます。エコバリューセット補助金にかわりまして、平成28年度から、低炭素で地球に優しいエネルギー社会実現のため、国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金」への上乗せといたしまして「ゼロエネルギーハウス」補助金、こちらを新設しまして補助をしていくということを予定してございます。

一つ飛ばしまして、生活環境保全事業費でございます。こちらは、排出されるし尿の収集・運搬委託、それから歳入でも説明いたしました合併処理浄化槽へ転換する費用の補助金、こちらの窓口設定をさせていただいております。その他、足柄上衛生組合への負担金等を計上してございます。

一つ飛ばしまして、ごみ減量化推進事業費でございます。こちらの中で、生ごみ処理機設置推進制度を推進してまいります。予定件数は30台を予定してございます。

015、資源化推進事業費でございます。主に、資源化を行うごみの収集・運搬等の委託料でございます。また、そのほかに、子ども会等で実施する資源回収への奨励金も、こちらに計上してございます。

○産業振興課長（井上 新）

続きまして、農林水産業費になります。001、農業委員会関係費、こちらは、農地法に基づく許可や届け出等を適正に行うための農業委員12名に対する報酬、非常勤職員の賃金、旅費等でございます。

三つほど飛びまして、農業総務費、002、町の花あじさい維持管理事業費。こちらは、あじさいの里のあじさいの維持管理に係る工事や委託などの費用、あじさいの里親（35団体）制度や、あじさいの里の剪定枝をボランティアに育ててもらい大きくなったあじさいを里に戻してもらう「あじさいキーパー制度」、こちらの推進費となっております。

一つ飛びまして、1枚おめくりいただきまして、農業振興費、こちらのほうの002、農業活性化推進事業費。農商工連携、また環境保全型農業を推進するための農政専門員の賃金が主なものとなっております。

003、優良農地保全事業費、人・農地プラン一部改定のための検討会開催に係る報償費、農地中間管理事業に伴う需用費、及び多面的機能支払事務費の需用費、あと県の茶業振興協議会の負担金等となっております。

二つ飛びまして、北部地域活性化推進事業費。こちらは、北部地域の活性化推進協議会、こちらの委員報酬及び支援事業の委託料となっております。

○街づくり推進課長（山口一夫）

一つ飛びまして、農地費、００２、土地改良施設整備事業費でございます。開成町北部農振地域の農道の維持改良を行うものでございます。県の補助事業でございます「農とみどりの整備事業」を活用した事業でございます。岡野地域の農道舗装工事を実施いたします。

○産業振興課長（井上 新）

続きまして、商工費、二つ飛びまして、商工振興費、００１、消費者保護対策推進事業費。こちらは、消費者被害救済と未然防止のため、１市５町で構成する消費生活センターの運営負担金、町消費者の会の補助金、県消費者行政推進事業費補助金を活用いたしまして、消費者行政の充実、消費者教育、啓発活動推進のための取り組みを実施するものでございます。

００２、中小企業支援事業費。中小企業支援のため、金融機関への融資資金の預託及び利用者への信用保証料補助金と創業者を支援するための創業者利子補給金となっております。

００３、商工振興支援事業費。商工振興のための足柄上商工会（開成支部）、及び開成町阿波おどりへの補助となっております。

００４、勤労者支援事業費。勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、勤労者住宅資金利子補助及び中小企業退職共済制度奨励補助金となっております。

一つ飛びまして、観光費、００１、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業費。観光振興や地域学習拠点施設としての維持管理費、こちらのほうは、賃金、修繕、消防施設点検委託料及び使用料及び賃借料となっております。

００２、広域観光連携事業費。県西地域を中心とした広域観光の推進を図るための各協議会等への負担金、あしがら花火大会開催のための補助金となっております。

００３、観光対策推進事業費。町のイベントの核であるあじさいまつり等、各団体への補助、協働推進枠を活用したあじさいまつりにおける農産物の直売等を行う休憩所の設置となっております。

００４、あしがり郷拠点整備事業費。拠点整備のための周辺農地買収単価算出業務の委託料となっております。

○街づくり推進課長（山口一夫）

一つ飛びまして、土木費、土木管理費、土木総務費、００２、経常的一般管理費でございます。こちらにつきましては、道路照明灯の電気料金、水道代や保守点検費、及び十文字橋償還金の負担金、あわせて派遣業務による公共施設の管理についても、ここに計上してございます。

次に、道路橋りょう費、道路維持費、００１、町道維持管理事業費でございます。こちらにつきましては、道路台帳の補正業務委託や道路内民地の処理、駅前広場の管理及び舗装の打ちかえや構造物の補修等を行うものでございます。主な事業実施箇所といたしまして、道路台帳の補正業務、舗装補修工事といたしましては町道１２２号線、町道２２７号線、町道２００号線でございます。

二つ飛びまして、道路新設改良費、００１、町道改良事業費でございます。こちらにつきましては、狭小な道路の拡幅や通行車両増加に伴う町道拡幅工事を行うものでございます。主な実施予定箇所といたしまして、町道２０４号線の補償物件調査、不動産鑑定、及び補償につきましては用地の買収費といたしまして概算数量で計上してございます。あわせて、町道２１８号線の測量調査委託等でございます。

一つ飛びまして、橋りょう整備費、００１、橋りょう整備事業費でございます。こちらにつきましては、橋りょうの維持管理に関する費用でございます。十文字橋耐震補強設計、及び橋りょうの定期点検でございます。

次のページをおめくりください。

４番目でございます。都市計画費、都市計画総務費の００３、建築物耐震改修促進事業費でございます。こちらにつきましては、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、要綱に基づきます補助を実施し耐震改修を促すものでございます。耐震改修費の３分の２を補助いたします。また、耐震改修工事費用の２分の１を補助いたします。また、平成２２年３月に策定いたしました開成町耐震改修促進計画について、関係法の改正等に伴いまして見直しを行うものでございます。

次に、００４、都市計画推進事業費でございます。こちらにつきましては、都市計画の決定、変更及び県との連絡調整に関する事務でございます。町の都市計画を審議するための都市計画審議会を開催する費用、また、平成２９年の都市計画基礎調査に向けまして平成２４年３月作成の都市計画基本図の修正を行うものでございます。

次に、００５、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費でございます。こちらにつきましては、良好な市街地の形成及び駅前通り線等の整備による都市機能の強化を図るため、駅前通り線未整備区間の周辺について、土地区画整理事業の実施に向け現況測量等を行うものでございます。

一つ飛ばしまして、００７、産業集積促進事業費でございます。こちらにつきましては、南足柄市と開成町で策定いたしました足柄産業集積ビレッジ構想につきまして、事業の実施化に向けまして南足柄市と連携し市街地整備検討の調査を行うものでございます。

○上下水道課長（熊澤勝己）

２目下水道費、００１、下水道事業特別会計繰出金、一般会計から下水道特別会計への繰り出しを行うものでございます。

○街づくり推進課長（山ロー夫）

続きまして、公園費、００１、公園維持管理事業費でございます。こちらにつきましては、住民の憩いの場である公園を町民が安心して利用できるように、年間を通じて植栽や施設の維持、修繕、管理を行うものでございます。また、開成駅前第二公園のロマンスカーにつきまして塗装の補修を行い、あわせてテントを撤去しオープンでの管理とするものでございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、予算書は１３２、１３３ページに移ります。

5 項住宅費、1 目住宅管理費、住宅維持管理事業費です。3 団地 4 棟 5 2 戸分の維持管理を実施いたします。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に、消防費に移ります。0 0 1、広域消防推進事業費でございます。小田原市消防本部に事務委託する費用でございます。

次の非常備消防費、0 0 1、消防団等活動推進事業費、これは非常備消防である 7 個分団の消防団員の報酬及び被服等に充てるものでございます。

一つ飛ばしまして、消防施設費、0 0 1、消防施設整備事業費でございます。こちらは、消防車の維持管理及び詰所の維持管理が主なものでございます。平成 1 2 年に購入した消防車両 1 台の更新を予定してございます。

二つ飛ばしまして、災害対策費、0 0 2、情報伝達体制強化事業費でございます。こちらは、主に防災行政無線の維持管理費が計上されてございます。

次の 0 0 3、地域防災力強化事業費でございます。こちらは、防災講座を実施するほか、防災安全専門員の賃金が計上されてございます。

一つ飛ばしまして、0 0 5、災害対策推進事業費でございます。こちらは、災害時指定井戸の検査等が主な事業費となります。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、9 款教育費に移ります。1 項教育総務費、教育委員会費は飛ばしまして、2 目事務局費でございます。2 番、経常的一般管理費。こちらにつきましては、教育委員会事務局の円滑な運営、あるいは幼児、児童・生徒の健全育成を目的としまして、学校医等への報酬の支払い、教職員の健康診断や各種事務機器の保守点検、各種団体・研究会への負担金の補助となっております。

1 枚、おめくりください。

続きまして、3 番、就園・就学関係費でございます。こちらは、学校保健安全法に基づきまして就学予定者の就学時健康診断、あるいは各種委員によりまして結成されております開成町就園・就学指導委員会を開催しまして、就園指導及び就学指導を適切に行ってまいります。

一つ飛ばしまして、5 番、適応指導教室運営事業費でございます。こちらは、不登校の子どもたちを対象にしまして、子どもに応じた細かな教科指導やカウンセリングを行いまして学校への復帰に取り組んでまいります。また、民間施設を借り上げまして授業を行ってまいります。

続きまして、一つ飛ばして、7 番、ふれあい教育等研究推進事業費でございます。こちらは、園、学校を研究推進校として指定しまして、それぞれの研究テーマに沿って調査・研究を行っていくための補助金を出すものでございます。

続きまして、8 番、国際理解教育事業費でございます。こちらは、外国人講師を幼稚園、小学校、中学校に派遣しまして、外国人に親しみを持ち触れ合いを深めるものということで取り組んでまいりたいと思います。また、小学校 2 校におきましては、5 年生を対象に外国人留学生を招きまして国際理解を深めます国際交流事業もあわ

せて実施をしてまいります。

続きまして、9番、外国籍児童・生徒日本語指導事業費でございます。こちらは、外国籍児童・生徒に対しまして日本語指導、教科指導を行います。あるいは、親御さんも外国人でいらっしゃいますので、そういった方の支援もあわせて行います。28年度につきましては、小学生お二人、こちらがスペイン語のみの指導の予定となっております。

続きまして、10番、心の教室相談事業費でございます。こちらは、昨年までは週1.5日で行っていましたが、28年度からは週2回に拡充しまして、生徒が抱えている問題等について、そちらの相談を受けたいと考えてございます。

続きまして、11番、幼小中高体験連携事業費でございます。こちらは、学校間あるいは異校種間の連携を深めまして、いろいろな体験を子どもたちに学んでいただきたいと思います。あわせて、教職員同士の交流も図っていききたいと考えてございます。

続きまして、12番、児童・生徒安全対策事業費でございます。こちらは、町全体での「子ども100番の家」の拡大や地域の安全を高める活動をしてまいります。あと、小学校1年生につきましては防犯ブザーの配付です。あと、園、学校におきましては、警備管理業務を委託しまして子どもたちの安全確保を図ってまいります。

13番、校務用パソコン配備事業費でございます。こちらは、平成27年度に一括しまして更新をさせていただきました幼稚園、小学校、中学校の教職員のパソコンにつきましてのリースと保守管理を行ってまいります。

14番、教育改革検証会議等事業費でございます。こちらは、開成町教育振興基本計画に基づきました施策についての点検・評価ということで、こちらの会議を開催して評価を実施していききたいと考えてございます。

一つ飛ばしまして、16番、就園・就学助成事業費でございます。こちらは、経済的理由によりまして就学が困難な児童・生徒の保護者に対しまして、学用品等の補助を行うものでございます。また、小・中学校に通う生徒の心臓健診の二次健診の補助も行っております。

17番、学力向上推進事業費でございます。こちらは、子どもたちの学力向上や学ぶ意欲の向上を目指しまして、教育専門員を配置して、そちらの学力向上につなげていきたいと考えてございます。

18番、コミュニティ・スクール推進事業費でございます。こちらは、27年度におきまして幼稚園、小学校、中学校、全てにコミュニティ・スクールを設置いたしましたので、そちらの委員さんの報酬が主なものとなっております。

19番、土曜学校推進事業費でございます。こちらは28年度が目玉となっております。いまして、土曜日に学校施設等を利用して、主に小・中学生を対象とした学校では経験できないような体験学習等を町民との協働により実施をしていきたいというふうに考えてございます。

1枚、おめくりください。

これから学校関係になってまいりますけれども、项目的に重なる部分が多いので、開成小学校のところで全ての項目で説明させていただきまして、そのほかの開成南小学校以降につきましては主要となる部分のみ説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、2項開成小学校費、1目学校管理費でございます。1番、施設整備事業費でございます。こちらは、学校施設の適切な維持管理を行うのと、開成小学校では来年、非常用放送設備の改修、あとは体育館の舞台の幕の工事等を行ってまいります。あと、保証期間が満了しますAEDの更新も行います。

2番、経常的一般管理費でございます。こちらは、各園・学校の運営を円滑に行うための教材をはじめとした消耗品の購入、あるいは光熱水ですとか経常的なものの支出、各種の機械・器具のリース等を行ってまいります。

3番、学校保健衛生関係費でございます。こちら、学校保健安全法に基づきまして児童・生徒の健康診断、尿検査ですとか心電図など各種検査を実施して、健康の保持増進を図ってまいります。

4番、学校パソコン活用推進事業費でございます。こちらにおきましても、各学校におきましては子ども用のパソコン教室用パソコンを管理してございますので、そちらの有効的な利用を促しまして子どもたちが情報機器に触れる機会を持ちたいと考えております。そちらのパソコン等の維持管理を行ってまいります。

2目教育振興費でございます。1、教科等運営事業費、こちらにつきましては、教科に関するものの教材の購入、あるいは小学校ですと夏場の水泳指導の派遣事業などを行ってまいります。

2番、教科外運営事業費でございます。こちらにつきましては教科外ということで、小学校ですと、いろいろな行事に係ります消耗品、あるいは学校図書を購入ですとか学校図書司書の雇用もこちらで行っております。中学校におきましては、この部分には部活動に関するものも入ってまいります。

3番、各種行事開催関係費でございます。こちらは、学校であります入学・卒業式等の行事におきます消耗品の購入等を行ってまいります。

4番、経常的一般管理費。こちらは、各学校で行います、小学校ですと連合体育会ですとか郡の音楽界に参加するためのバス代などを計上してございます。

5番、学力向上推進事業費でございます。こちらは、昨年まで経常的一般管理費の中に含まれておりました学校での学習支援ですとか介助員の賃金になってございます。こちらは今年度から経常的一般管理費から切り離した形となってございまして、昨年の予算書と比べますと見にくいような状況にはなっているところでございます。

3目学校給食費でございます。1、経常的一般管理費。こちらにつきましては、必要な衛生用品、調理器具等の購入を行ってございます。開成小学校と開成南小学校につきましては調理委託を実施しておりますので、そちらの委託もこちらのほうで実施をしてまいります。

2番、給食施設整備事業費でございます。こちらは、学校給食を実施する上で必要

となります器具ですとか備品等の購入、修繕を行っていくものでございます。

続きまして、ちょっとページを飛ばしまして、次の４４、４５ページのほうへお願いいたします。

上から二つ目になります、５番の教科用図書購入費でございます。こちらは中学校になりますけれども、昨年、教科書の改訂を行いました。それに伴いまして、平成２８年度から新しい教科書になりますので、先生方用の教科書、指導書等の購入を行うものでございます。

続きまして、そこから五つほど飛ばしまして、今度は幼稚園費になってまいります。幼稚園管理費の２番、幼稚園施設整備事業費でございます。こちらは、幼稚園の大規模改修を実施するための設計委託と一部工事を行うものでございます。今のところの予定では、幼稚園の外構工事と、あとキュービクル設備の設置、空調設備のほうを２８年度においては実施していきたいと考えてございます。

二つ飛ばしまして、５番、のびのび子育てルーム事業費でございます。こちらにおきましても、昨年までは３歳児の教室１日と親子で参加するものが１日ということだったのですが、２８年度からは子どものすくすくルームを週２回にしまして、全体で３回という形で実施をしていきたいと思っております。あと、こちらについても、臨床心理士によります子育て相談等、あわせて保護者の支援等も行っております。

続きまして、６番の預かり保育事業費でございます。こちらも２６年度から行っておりまして、保護者の緊急または一時的に家庭で保育が困難な場合に、お子さんを一時預かる預かり保育の実施をしていきたいと考えてございます。

続きまして、今度は社会教育費のほうへ移らせていただきたいと思います。社会教育総務費の４番、経常的一般管理費でございます。こちらは、社会教育専門員を雇いまして、そちらの賃金ですとか、あるいは婦人会、子ども会等の補助を行っております。

続きまして、５番の青少年健全育成事業費でございます。こちらは、青少年の健全な育成活動ということで主に青少年指導員の方に活動していただいております。夏のゲートボール大会、そういったものを開催します。合わせまして２８年度については北海道幕別町へ子どもたちを派遣いたしますので、その事業も合わせて行いたいと考えてございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、００６番、放課後子ども教室推進事業費でございます。放課後に、それぞれの小学校において週１回実施する放課後子ども教室の運営経費でございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、公民館費でございます。図書室運営事業費でございます。こちらは、図書室の業務を効率的に運営するためのパソコンの保守、あとシステムの運用を行います。それに加えまして、図書を購入して蔵書の数も増やしていきたいと考えてございます。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

続きまして、保健体育費、保健体育総務費、００１、生涯スポーツ推進事業費でございます。こちらにつきましては、スポーツの振興を図るため、体育協会との連携・協力により各種大会や教室などを開催いたします。また、町民が様々なスポーツやレクリエーションと接することで豊かな心の醸成と健康増進を図るため、各種団体協力のもと、５月には開成町チャレンジデー、１０月にはかいせいスポ・レクフェスティバルを開催いたします。

二つ飛ばしていただきまして、００４、スポーツ団体・指導者育成支援事業費でございます。スポーツ指導者を対象といたしましたセミナー等を開催するとともに、町体育協会、パークゴルフ協会、少年少女スポーツ団体に対する助成、足柄上郡総合体育大会等の出場選手に助成を行います。

続いて、００５、総合型地域スポーツクラブ推進事業費でございます。開成町総合型スポーツクラブの運営を支援いたします。なお、クラブへの補助金は、日本スポーツ振興センターからの助成金を充当いたします。

説明書、次のページをお開きください。

続きまして、体育施設費、００１、町民プール維持管理事業費でございます。町民プールの一般開放に係る施設維持及び運営管理を委託いたします。

一つ飛ばしていただきまして、００３、開成水辺スポーツ公園管理事業費でございます。こちらは、指定管理者による公園の管理運営を行うものでございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、１０款公債費、１目元金、町債元金償還金でございます。

同じく、２目利子、こちらは町の償還利子でございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

諸支出金、公営企業支出金、水道事業支出金の００１、消火栓設置費負担金でございます。消火栓の交換及び修繕の負担金でございます。

○財務課長（田中栄之）

それでは、ここで予算書のほうにお戻りをいただきたいと思います。ページは、１８７ページをお願いいたします。よろしいでしょうか、１８７ページになります。

こちらは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

続いて、１８９ページをお願いいたします。

こちらは、地方債に関する調書でございます。

先ほどのお昼の休憩後に机上に配付をさせていただきました表をご覧くださいというふうに思います。こちらのほうは、午前中にご審議をいただきました平成２７年度一般会計補正予算（第７号）による変更を反映したものでございます。そちらのほうをご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

その表の一番下の合計欄をご覧くださいと思います。前年度、平成２７年度末

現在高見込額は５６億９７４万６，０００円、当該年度中起債見込額２億６，０００万円、当該年度中償還見込額３億４，２７７万６，０００円でございます。当該年度、平成２８年度末現在高見込額は、５５億２，６９７万円となっております。

以上をもちまして一般会計当初予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

以上で、議案第２１号 平成２８年度開成町一般会計予算の説明を終了いたします。
ここで暫時休憩いたします。再開を１６時１５分といたします。

午後４時０６分